

債権管理条例の概要

1 条例制定の理由

- (1) これまで町税等の債権に対し「斜里町町税等収納向上対策本部」を設置し、滞納整理の手法や滞納関係の情報交換を行う中で、収納率向上や滞納額の縮減に努めております。
- (2) 財政の健全化に向け「アクションプラン」を策定し「歳出の抑制と歳入の確保」それぞれについて実施項目を設定し取り組みを進めております。その中で町税等の債権の収納率の維持向上に向け「債権管理条例」を整備し、自主財源の確保に努めていくこととしております。
- (3) 債権管理条例の制定により、町の債権管理について、各条例等に基づき実施している事務処理を統一して行うことにより、より一層の適正化と効率化を図り、公正、円滑に進めていくこと、延滞金または、遅延損害金の徴収強化、徴収不能な債権などの処理基準を明確にし、適正な債権管理を行っています。
- (4) このことから、財政の健全化と町民負担の公平性を確保し、町の統一的な処理基準を定めることにより、町の保有するすべての債権の適正な管理および未収金の縮減を図るため、「斜里町債権管理条例」を制定します。

2 条例の骨子（案）

- (1) 目的（第1条）

債権管理の事務処理方法について、町の統一的な処理基準を定めることにより債権管理の適正化と事務効率化を図り、町民負担の公平を確保します。また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで円滑な行政運営につなげることを目的とします。
- (2) 定義（第2条）

債権を分類し、整理するために条例で使用する用語を定義します。
- (3) 他の法令等との関係（第3条）

債権管理条例の規定が他の法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等の規定と抵触する（矛盾し、両立しない）ときは、法令等の規定が優先することを規定しています。
- (4) 町長等の責務（第4条）

町長及び地方公営企業法に規定する管理者（以下「町長等」とする）は、法令や条例等の定めにより町の債権管理を適正に行う責務があることを規定しています。
- (5) 督促・延滞金・遅延損害金（第5条～第7条）
 - ①町の債権について、指定した期日までに債務が履行されない場合、督促することを規定しています。

②町の債権について、督促で指定した期日までに債務の履行がされない場合、履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、定められた割合に乗じて計算した公債権は延滞金の徴収、私債権は遅延損害金の徴収をすることを規定しています。

(6) 滞納処分等 (第8条)

強制徴収公債権について、督促を行った後、相当の期間を経過しても履行がされない場合は、法令等の規定に基づき、滞納処分を行なうことを規定しています。

(7) 強制執行等 (第9条)

非強制徴収公債権及び私債権について、督促を行った後、相当の期間を経過しても履行がされない場合は、強制執行等を行わなければならないこと規定しています。

(8) 履行期限の繰上げ (第10条)

町の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、債務者にその旨を通知することを規定しています。

(9) 債権の申出等 (第11条)

町の債権について、債務者が破産手続開始の決定を受けたときや競売等が開始されたときには、裁判所等該当期間に配当要求のため、債権の申し出を行うことを規定しています。

また、債務者に信用不安が生じた場合には仮差押えや仮処分の手続きを取らなくてはならないことを規定しています。

(10) 徴収の停止 (第12条)

非強制徴収公債権及び私債権について、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を規定しています。

(11) 履行延期の特役等 (第13条)

非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が無資力等の理由により納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定しています。

(12) 免除 (第14条)

履行の見込みがない非強制徴収公債権及び私債権について免除できることを規定しています。

(13) 債権の放棄 (第15条)

非強制徴収公債権及び私債権について、今後、徴収が不能または不相当と判断される場合には、債権を放棄できることを規定しています。

(14) 委任 (第16条)

この条例の施行に関して必要な事項については、規則で定めることとします。

(15) 施行期日等

- ①本条例は、令和6年4月1日から施行することを予定します。
- ②本条例の施行により、公法上の収入徴収に関する条例は廃止することとします。
- ③当分の間、延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合を適用することを規定しています。

(16) 経過措置

- ①延滞金、遅延損害金の規定は条例施行日以降に発生する債権に対して適用し、条例施行日以前に発生した債権は従前の例によることを規定しています。
- ②廃止前の公法上の収入徴収に関する条例の規定に基づいて行った措置等は、本条例の相当規定に基づいて行われたものとするを規定しています。